

松山市立中島中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月7日改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、中島中学校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内いじめ防止対策会議】

管理職、教務主任、生徒指導主事
学年主任、養護教諭 学級担任

【家庭地域等】

学校評議員代表、青少年育成支援委員代表、PTA 代表

【外部専門家】

支援センター、弁護士、警察署、スクールカウンセラー

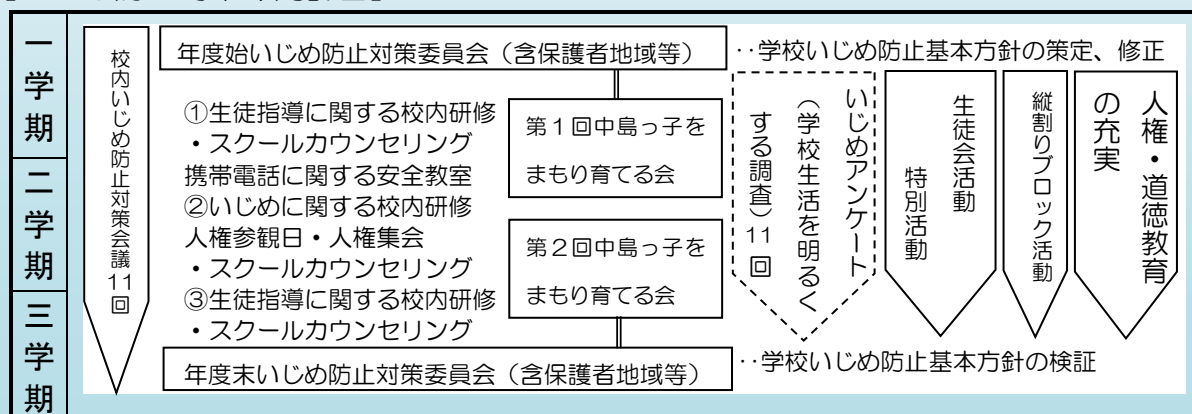
【関係機関】

松山市教育委員会
福祉総合支援センター
こども家庭センター こども相談課
医療機関

【いじめ防止】

- ① 特定の教員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン」【改訂版】を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 1人1台タブレット端末やSNS などを使いたいじめが起きないように指導を行い、いじめ防止に努める。
- ④ 人権・同和教育や道徳教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。
- ⑤ 中島地区の小中学校2校で取り組む「交流学習」において、他者を認め合える活動の充実に努める。
- ⑥ 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる学級経営の充実に努める。
- ⑦ 生徒会活動において、人間関係向上プログラムを用いて、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒が自主的に取り組む活動を計画する。松山市内小中学校による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、生徒自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑧ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑨ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 生徒の些細な変化を見逃さないように、普段からの積極的な関わりを大切にする。また、様々な場面での生徒の様子を円滑に共有・蓄積できる工夫をする。（学年部会、職員会議の有効活用）
- ② 毎月いじめに関するアンケート（学校生活を明るくする調査）を実施するとともに、教育相談、生活ノート（あゆみ）の活用等、きめ細かな実態把握に努める。また、生徒が相談したいと思えるような、信頼関係を日常的に築くようにする。
- ③ 全教職員が、「いじめの芽」や「いじめの兆候」も「いじめ」であるという認識をもち、いじめを許さない・見逃さない環境を整える。
- ④ スクールカウンセラーと連携し、生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。
- ⑤ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない生徒や、いじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑥ 学校以外の相談窓口（「松山市子ども総合相談」等）について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的な認知・対応
教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。「これでいじめを受けている子どもを本当に守ることができるか」という原点を忘れず、「チーム学校」で対応する。
- ③ いじめられた生徒又はその保護者への支援
心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間等の安全確保に努め、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含める）他、警察等とも連携し、毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの実態把握
「事実確認」、「発生の背景」、「関係生徒の気持ちや思いの聞き取り」をしっかりと行う。その上で、いじめを受けている本人や保護者の気持ちに寄り添った対応をし、真の解決を図る。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。道徳の授業を中心とした道徳教育に力を入れ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を養う。
- ⑦ ネット上でのいじめの対応
教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上への不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除をするなどの措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に相談し適切に協力を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係わるいじめをうけた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気がきましょう。 ○子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○わが子が「いじめる側」にならないよう話をして聞かせましょう。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けてください。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡してください。 ○地域行事に積極的に参加するよう声を掛けてください。